

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十三
(三) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日		1	平	・	・	翌 期 当 期 繰 上 げ	期首特定事業再編投資損失準備金の金額		12		
特定事業再編実施日		2	平	・	・		均等益金算入額の計	基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額		13	
当期積立額		3						均等益金算入額 (13) × $\frac{96}{96 + 107 + 60}$		14	
「17」欄 特定事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の43の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「10526」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額											
積立限度額の計算	最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日		4				入 額 の 計				
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額		5					計 (14) + (15)	16		
	当期において取得した特定株式等の取得年月日		6	平	・	・	貸借対照表の金額との差額の明細	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)		17	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額		7					期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12) - (16) + (17)		18	
	$((5) + (7)) \times \frac{70}{100}$		8					貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金		19	
								差 引 (19) - (18)		20	
	(7)のうち取得年度にその帳簿価額を減額した金額		9					当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の(19)))		21
積立限度額 (8) - (9)		10				当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)		22			
積立限度超過額 (3) - (10)		11				前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(20))		23		